

会津大学履修規程

平成18年4月1日規程第61号

(最終改正：2024年3月21日規程第36号)

(目的)

第1条 この規程は、会津大学学則第47条の規定に基づき、授業科目の種類、単位数、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この履修規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フィールド コンピュータ理工学分野に設けられた専門領域をいう。
- (2) 基本推奨科目 選択科目のうち、全フィールドにおいてコンピュータ理工学の基礎として履修が推奨される科目をいう。
- (3) フィールド推奨科目 選択科目のうち、各フィールドにおいて履修が推奨される科目をいう。

(履修登録)

第2条 学生は、履修しようとする授業科目について、授業開始前の指定の期日までに履修登録を行わなければならない。

- 2 履修登録の取消しは、指定の期間に限り行うことができる。
- 3 前2項の手続きは、別に定める。

(履修の制限)

第3条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 登録をしていない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- (3) 授業時間が重複する授業科目

(履修の上限)

第3条の2 履修登録単位の上限に関する事項は、別に定める。

(教養科目及び外国語科目)

第4条 教養科目及び外国語科目の授業科目、単位数等は、別表第1のとおりとする。

(専門教育科目及び卒業論文)

第5条 専門教育科目及び卒業論文の授業科目、単位数等は、別表第2のとおりとする。

(教職に関する科目)

第5条の2 教職に関する科目の授業科目、単位数等は、別表第2の2のとおりとする。

(履修要件)

第6条 授業科目の履修にあたっては、原則として別表第1、別表第2及び別表第2の2の標準配当年次に基づき履修するものとする。

- 2 卒業論文指導教員に配属されるためには、原則として本学に2年以上在学しなければならない。
- 3 卒業論文の履修にあたっては、原則として本学に3年以上在学し、卒業論文指導教員に配属され、第6条の2に定める進級要件を満たし、かつ、自由科目以外の科目から100単位以上を修得していなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、学長は、相当の理由があると認めるときは、教授会の議を経て、卒業論文を履修させることができる。

(進級要件)

第6条の2 2年次終了時において、次の各号のいずれも満たす者に限り、標準配当年次が3年又は4年になっ

ている科目（次項において「標準配当科目」という。）を履修することができる。

- (1) 標準配当年次が1年又は2年になっている基本推奨科目から55単位以上を修得すること。
 - (2) ETS (Educational Testing Service) が開発・制作したTOEIC Listening & Reading Testの試験結果（原則として入学後に受験した結果に限るものとし、休学中に受験した結果も対象とする。また、団体特別受験制度(IP)は本学が実施したものに限り。）が、2021年度以前に入学した者にあつては400点以上、2022年度以降に入学した者にあつては450点以上であること。
- 2 前項の規定により標準配当科目を履修できない者について、その後の学期の終了毎に前項各号を満たすか否かを確認し、前項各号のいずれも満たす者に限り、次の学期から該当科目を履修することができる。

(卒業に必要な単位)

第7条 学則第26条に規定する卒業に必要な単位は、同条第1項に定めるもののほか、別表第3に定める最低要求単位数を修得しなければならない。

(試験)

- 第8条 授業科目を履修した者に対しては、試験により学修の評価を行う。ただし、授業科目により、あらかじめ明示した他の方法をもって、試験に代えることができる。
- 2 試験の方法は、筆記、口述、論文（レポート）提出、実技、実習等とする。
 - 3 期末試験は、前学期及び後学期の各期末並びに第1学期から第4学期の各期末に期間を定めて行う。
 - 4 授業科目によっては、随時、試験を行うことがある。ただし、前項に規定する期末試験を、授業の実施時間中に行うことはできない。
 - 5 授業実施時間の3分の2以上の出席をしなければ、原則として当該授業科目の第3項に規定する期末試験の受験資格を失うものとする。

(成績評価)

第9条 成績の評価は、試験成績、平常の学修状況を総合して判定する。

- 2 成績の表示は次のとおりとし、A、B及びCを合格とし、所定の単位を与える。

評価	評点
A	80点～100点
B	65点～79点
C	50点～64点
D	35点～49点
F	34点以下

- 3 授業実施時間の3分の2以上の出席をしなかった場合、又は前条第3項に規定する期末試験を受験しなかった場合の評価はFとし、単位は付与しない。
- 4 不合格になった科目は、改めて履修することができる。

(不正行為)

第9条の2 第9条に規定する成績評価において、不正行為を行った学生に対しては、当該不正行為があつた授業科目の成績をFとする。

- 2 不正行為の程度が悪質だと認められる場合には、次の各号に該当する全授業科目の成績をFとする。
 - (1) 第1学期に不正行為があつた場合、前学期及び第1学期の授業科目
 - (2) 第2学期に不正行為があつた場合、前学期及び第2学期の授業科目
 - (3) 第3学期に不正行為があつた場合、後学期及び第3学期の授業科目
 - (4) 第4学期に不正行為があつた場合、後学期及び第4学期の授業科目
- 3 不正行為の程度が著しく悪質だと認められる場合には、教務委員会が必要と認める期間に履修登録をしている全授業科目の成績をFとする。
- 4 前3項のほか、学則に基づき、懲戒処分とすることがある。

(追試験)

第10条 病気その他特別な理由により、やむを得ず第8条第3項に規定する期末試験を欠席した場合には、学生

の願い出により追試験を行う。

2 追試験を認める病気その他特別な理由、またその他必要な事項は、別に定める。

(再試験)

第11条 成績の評価がDとなった授業科目については、学生の願い出により再試験を行うことがある。

2 再試験による評点は、50点を上限とする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成18年3月31日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学する者に係る履修については、改正後の会津大学履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第四号の改正規定は、平成19年度以前に入学した者には、平成20年度に限り適用しない。

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在学し、施行日以降も引き続き在学する者で、平成17年度以前に入学した者に係る履修については、改正前の会津大学履修規程は、平成21年3月30日までその効力を有する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2018年4月1日から施行し、改正後の会津大学履修規程第6条の2の規定は、2018年度以降に入学した者に適用する。

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る履修については、改正後の会津大学履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

(ICTグローバルプログラム全英語コースに在籍する留学生の進級要件)

1 この規程は、2020年4月1日から施行し、2020年度以降に入学したものに適用する。

2 第6条の2第1項第1号で定める単位数について、ICTグローバルプログラム全英語コース(次項において

ICTGコースという)の留学生は当該規定にかかわらず46単位以上とする。

3 第6条の2第1項第2号の規定は、ICTGコースの留学生に対しては適用しないものとする。

附 則

この規程は、2020年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2022年4月1日から施行する。

2 第6条の2第1項第1号で定める単位数について、ICTグローバルプログラム全英語コースの入学試験によって2020年度以降に入学したものは当該規定にかかわらず46単位以上とする。

3 第6条の2第1項第2号の規定は、ICTグローバルプログラム全英語コースの入学試験によって2020年度以降に入学したのものに対しては適用しないものとする。

附 則

この規程は、2022年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。